

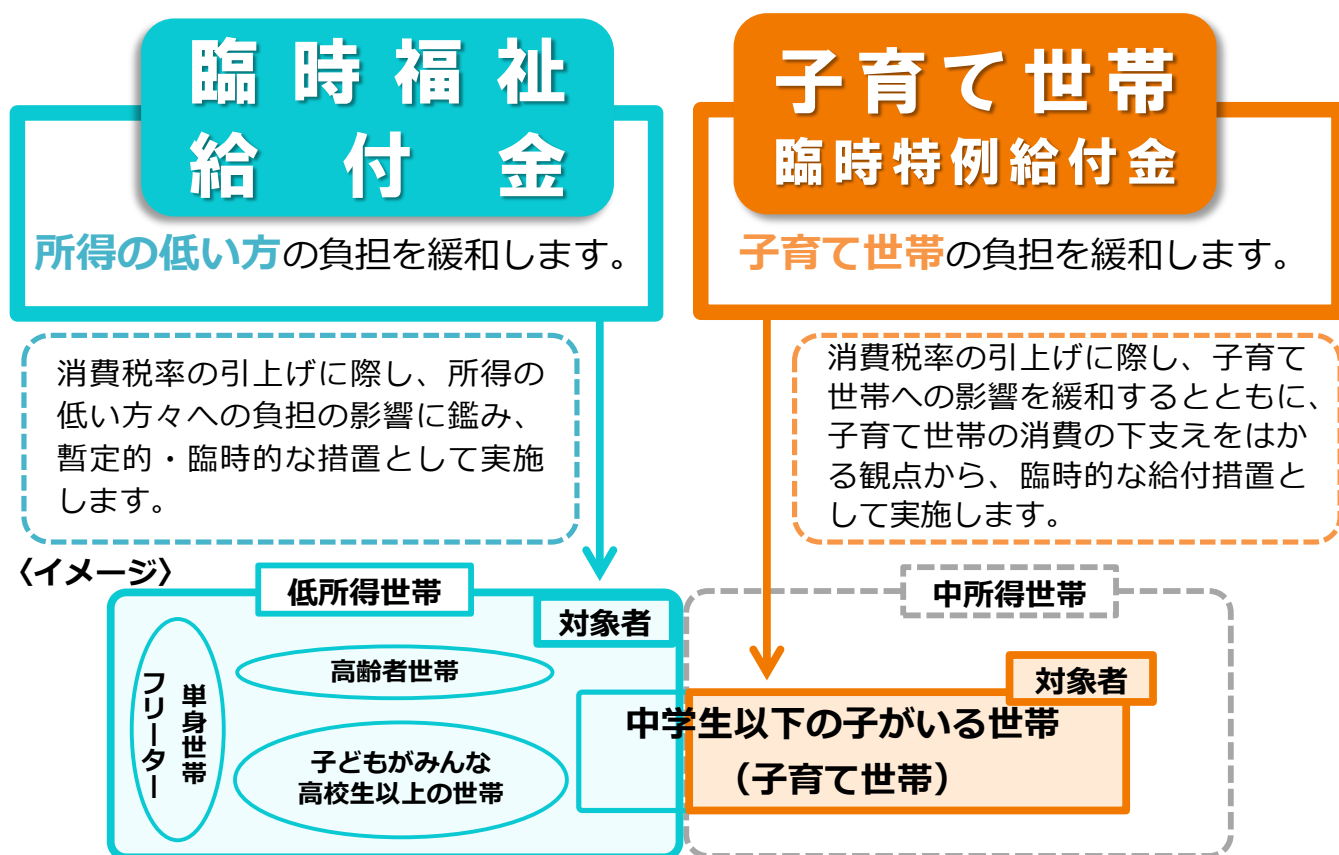
お知らせします 2つの給付金



平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します（両方の給付金を重複して受給することはできません）。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

※受給資格の有無を確認したい方は、
次ページをご覧ください。